

府中市
起業祝い助成金
申請ガイド

府中市 商工観光課
令和8年4月1日

【目次】

1	事業の目的	P1
2	助成対象者	P1
3	助成内容、公募	P1
4	申請フロー	P2
5	交付申請書類の提出・留意事項	P2
6	助成金交付決定	P2
7	助成金交付請求	P2
8	経営状況報告書	P3
9	その他	P3
	《参考》よくある質問	P4～

<提出・お問合せ先>

〒726-8601 広島県府中市府川町 315

府中市 経済観光部 商工観光課

TEL 0847-44-9153(受付時間:8:30~12:00、13:00~17:15)

※土・日・祝日を除く

▼申請書類の提出は、持参又は郵送により提出してください。

※申請書持参や相談の際には、事前に電話での連絡をいただくと助かります。

※FAX、電子メール等による提出は受け付けません。

※受領後、不備がある場合や、記載漏れがあった場合は再度提出していただきます。

1. 事業の目的

府中市内で起業を志す前向きな人を支援するため経費の一部を支援します。

2. 助成対象者

- (1) 市内で事業を実施する個人又は、市内に主たる事業所を有し市内で事業を実施する法人であること。
- (2) 市税及び税外収入金の滞納がない者であること。
- (3) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号。以下「法」という。)第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援(市内の商工団体が実施するものに限る。)を受け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号)第7条第1項に規定する証明を受けた者、又はそれと同等の支援を受けたと認められる者であること。
- (4) 市内の商工団体からの指導を受けて創業計画書を作成した者であること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく届出を要する事業を営む者でないこと。
- (6) 事業の実施に関して、法的規制がかけられており、内容又は許認可に係る期間等に課題を有していないこと
- (7) 府中市暴力団排除条例(平成24年府中市条例第2号)に規定する暴力団員等でないこと
- (8) 過去にこの要綱による助成金の交付を受けていないこと。
- (9) その他市長が適当でないと判断する事業を実施しようとする者でないこと。

3. 助成内容、公募

◆助成額 10万円(定額)

◆公募期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

4. 申請フロー

申請のフローについては次の通りです。

- ①市内の商工団体(※)において支援を受け創業支援事業計画を作成し、特定創業支援等事業による証明を受ける。

※府中商工会議所 又は 上下町商工会

②開業・事業開始

③府中市へ「府中市起業祝い助成金交付申請」を提出

➡府中市からの「府中市起業祝い助成金交付決定通知書兼助成金額確定通知書」受領

④府中市へ「府中市起業祝い助成金請求書」を提出

⑤府中市から助成金交付

⑥(交付決定から1年後) 府中市へ「府中市起業祝い助成金経営状況報告書」を提出

⑦(交付決定から2年後) 府中市へ「府中市起業祝い助成金経営状況報告書」を提出

※提出の無い場合は、助成金の返還を求める場合があります。

5. 交付申請書類の提出・留意事項

(1) 交付申請時の留意事項

- ア 補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して提出してください。
- イ 提出された申請書類は返却しません。
- ウ 必要に応じて、追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。
- エ 申請書類は、写しを必ず保管してください。

(2) 交付申請に必要な書類 (チェック表: 提出書類のチェックにご利用ください)

提出必須の書類		
<input type="checkbox"/> ア	府中市起業祝い助成金交付申請書	
<input type="checkbox"/> イ	開業届の写し 又は 法人の設立に係る届出書の写し	法人の形態により該当する書類がない場合は、同等の内容の記載があるもの ※開業届の提出は、電子申告の返信メール もしくは申告書等閲覧サービスの撮影データを提出
<input type="checkbox"/> ウ	特定創業支援事業による支援 (又は相当する支援)を受けた証明	・府中商工会議所(0847-45-8200) 又は
<input type="checkbox"/> エ	創業計画書	・上下町商工会(0847-62-3504) へご相談ください。
<input type="checkbox"/> オ	誓約書	
<input type="checkbox"/> カ	市税の滞納がない証明	市役所税務課にて取得
<input type="checkbox"/> キ	現地写真 ※建物外観及び内部	
<input type="checkbox"/> ク	開業場所の分かるもの(地図)	
<input type="checkbox"/> ケ	名刺・電気代請求書・備品等購入請求書等、開業したことの分かる書類	左記資料の無い場合などは、府中市商工観光課へご相談ください。
<input type="checkbox"/> コ	(法的な届出等が必要な場合) 証明する書類など	

6. 助成金交付決定

助成金交付決定とは、対象事業者及び助成対象の事業を決定したもので、事業完了後の最終的な助成金交付額を決定・保証するものではありません。

助成金交付決定通知書は、連絡担当者宛てに郵送します(おおよそ 10 日程度の日数を要します)。

7. 助成金交付請求

交付決定を受けた場合、速やかに府中市起業祝い助成金請求書を府中市商工観光課宛てに

提出してください。

提出時には、銀行名、支店名、口座番号の分かるもの(通帳の写しなど)を添付してください。

8. 経営状況報告書

交付決定を受けてから1年ごと、合計2年間は経営状況報告書を府中市商工観光課へ提出していただきます。提出のない場合は、交付決定を取り消し、返還を求める場合があります。

9. その他

- (1)助成金対象事業の進捗状況確認のため、実地検査に入ることがあります。
- (2)国、県、市町及び各種産業支援機関等が実施する他の制度(補助金等)の支援を受けている場合、経費の重複を確認するため、該当機関に確認を行う場合があります。
- (3)当市のホームページ等において、採択事業者及びその取組等を情報発信する場合があります。採択事業者は、画像素材等、当該公表に必要となる情報等の提供に協力するものとします。また、当事業によって行った成果等について、必要に応じて公表する場合があります。
- (4)この申請ガイドに記載のない事項は、交付要綱に定めるところ及び市長が定めます。

《参考》よくある質問

質問	回答
◆商工団体の指導による創業計画書作成は必須の条件ですか。	➡必須の条件です。府中商工会議所又は上下町商工会へご相談ください。
◆個人事業主は対象ですか。	➡対象です。
◆法人を設立する予定ですが対象ですか。	➡対象です。
◆法人を設立しますが、所在は他市町、事業場は府中市です。対象となりますか。	➡本社所在地が、府中市でかつ府中市で事業を営む者に限りますので対象外です。
◆個人事業主ですが、住所は他市町ですが、府中市で事業を行います。対象となりますか	➡対象になります。
◆実際の事業所の所在を確認するよ書類は何ですか。	➡税の書類(収支内訳書等)で確認します。別途ご相談ください。
◆特定創業支援事業による支援とは何ですか。	➡府中商工会議所や上下町商工会において、1ヶ月以上にわたり4回以上継続的に相談等を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓に関するノウハウを習得させる指導を受けたことが報告書等で確認できた者を「特定創業支援等事業」を受けた者と認定するものです
◆飲食店を開業する予定ですが、保健所の許可が下りていませんが申請できますか。	➡申請できません。法的な義務等が発生する場合は、許可等を受けてから申請してください。
◆都合により1年で事業を廃止することとしました。返還の必要がありますか。	➡交付決定後2年間の間に廃業等となった場合は、交付した助成金を返還していただきます。
◆経営状況報告書の提出を失念しそうです。	➡必ず忘れず提出してください。
◆業種に限定はありますか。	➡ありません。
◆申請すれば必ずもらえますか。	➡予算の状況や書類審査等で交付できない可能性もあり、確約するものではありません。
◆過去に事業主として事業を行っていましたがこの度法人化することとしました。対象となりますか。	➡過去に事業を行っていた場合は、対象外です。
◆過去に企業(法人)の代表権のない役員をやっていましたが対象に	➡代表権のない役員の場合は対象になりますが、代表権のあった場合は対象外です。

なりますか。	
◆開業届や法人設立が終了したが事業の開始が翌年度になる場合対象になりますか。	➡当該年度内に、事業開始したものに限ります。
◆起業後のサポートはありますか。	➡府中商工会議所又は上下町商工会が創業へのワンストップの支援機関ですので、是非積極的にご活用ください。

以上